

日本政策金融公庫融資への利子補給の流れ

1 書類取り寄せ(11月)

としまビジネスサポートセンターのホームページにて申請書類をお取り寄せください。

*としまビジネスサポートセンター窓口でも配布しております。

<申請書類>

- ① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書
- ② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書



ビジネスサポートセンターHP→

2 書類提出(12月)

下表の申請書類等を、申請期間中に、持参または郵送にて、としまビジネスサポートセンターへご提出ください。

申請期間：令和6年12月2日(月)～12月27日(金) ※申請期間内必着

法人	個人事業主
① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書	
② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書	
③ 「お支払い額明細書」または「償還約定表」【日本政策金融公庫で発行】	
④ 代表者の今年度(本申請を行う年度の納期到来分)の 住民税納税証明書【住所登録地の区市町村で発行/有料】 ※代表者が今年の1月1日現在、豊島区に住居登録があり、区が納税状況を確認することを承諾される場合は不要。 ※非課税の場合は、今年度の住民税非課税証明書を提出ください。	
⑤ 直近の法人住民税・法人事業税の納税証明書 【豊島都税事務所で発行/有料】 ※非課税の場合は非課税証明書を提出 ※初回決算期・申告期が未到来で課税されていない場合は不要	⑤ 直近の個人事業税の納税証明書 【豊島都税事務所で発行/有料】 ※非課税の場合は不要(非課税証明書も不要)
⑥ 履歴事項全部証明書※ネット取得不可 ※発行日より3ヶ月以内のもの ※法人登記前は賃貸借契約書	⑥ 直近の確定申告書 ※青色申告は決算書を添付 ※その他の申告は収支内訳書を添付 ※初回確定申告前は開業届等

※①②以外の書類はコピーの提出で結構です。

※利子補給対象の資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資ごと(お支払い額明細書の取引番号ごと)に申請書類の提出が必要です。

3 書類審査(1月～2月)

書類を審査し、日本政策金融公庫へ支払い実績を照会し、利子補給額を計算します。

4 結果通知・入金(3月)

申請が認められた場合⇒決定通知を送付し、指定の口座へ入金します。(3月予定)

申請が認められなかった場合⇒その旨を通知します。

としまビジネスサポートセンター(豊島区役所生活産業課商工グループ内)

住所: 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所7F

電話: 03-5992-7022 URL: <https://toshima-biz.com/>